

# 原子力事故 メーカーにも責任

## 原賠法の違憲性問い、東京地裁に提訴へ

### 渡辺信夫 原告1万人目指し訴訟団公募

「なぜ原子力事故の責任をその原子力事業者のみに負わせ、原発メーカーは責任を問われないのか？」…そんな問題意識から8月、原発メーカーの責任を問うための訴訟を起こすことを目的に結成された『原発メーカー訴訟』の会(会長/渡辺



原発輸出問題などについて発題するパネリストら

信夫、弁護士長/島昭宏)。同会は原告参加を国内外に呼びかけ、事故を起こした福島第一原発1〜4号機の原子炉メーカーであるGE、東芝、日立を相手にこの冬、東京地方裁判所に提訴する準備を進めている。弁護団の弁護士は21人。それに先立ち、シンポジウム「原発輸出を考える」(同会主催)が10月19日、東京・新宿区信濃町の日基督教団・信濃町教会で開かれた。同会を立ち上げ、訴訟

成の記者会見で、同事務局長の崔勝久氏が島弁護士から日本の「原子力損害賠償法(通称・原賠法)」に関する講演を聞いたことから、その問題点は、原子力事故の責任をその原子力事業者(電力会社)に負わせ、原発メーカーは原子力損害を賠償する責任を負わない(4条1項)、製造物責任法なども適用されない(4条3項)と規定されていること。

「No Nukes Asia Actions (NNA)」が、この原賠法を最高裁で勝ち取ると共に、原発メーカーを免責する法律の無効を主張する訴訟運動を世界に広げ、原発のない世界を実現する」と語った。

講演で島弁護士は、「原賠法は『原子力事業の健全な発達』と名記された目的の下に損害賠償の方法が決められ、メーカーは責任を負わなくてはならない。本来、責任を負うべきものが免責と決められていることは、本当に稀なケース。相当強い意思が反映された法

律だ」と指摘。法律が明らかに不合理で正義が存在しない場合、やはり憲法を拠り所とするのが基本だ。メーカーの免責は日本国憲法14条、29条、32条に反すると主張できる。さらに、我々は13条、25条から導かれる『原子力の恐怖から免れて生きる権利』の侵害を主張していく予定だと語った。その後、渡辺、島、満田夏花(国際環境NGO「For Japan」理事)、崔勝久(NNA事務局長)の各氏らによるパネルディスカッションがあり、参加者で盛況必答した。

【中田 朗】

同会では提訴に向け、1万人を目標に原告を募っている。原告には福島第一原発事故による精神的ショックを受けた人なら誰でも参加できる。海外からも歓迎。費用は年間2千円。サポーター希望者は年間一口千円。申し込みは [http://ermite.just-size.net/makerssho/](http://http://ermite.just-size.net/makerssho/) へ。